様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年3月31日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）らくまちかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　楽待株式会社  （ふりがな） 　さかぐち　なおひろ  （法人の場合）代表者の氏名 坂口　直大  住所　〒104-0032  東京都中央区八丁堀三丁目3番5号  住友不動産八丁堀ビル5階  法人番号　4010401065075  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. コーポレートサイト 企業情報 2. DXの取組み 3. 2025年７月期 第１四半期決算説明資料 | | 公表日 | 1. 2020年9月25日 2. 2025年2月17日 3. 2024年12月13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. コーポレートサイト 企業情報   「企業理念」「ビジョン」「3つのミッション」 <https://rakumachi.co.jp/company/>   1. DXの取組み　DX推進に向けた方針   https://rakumachi.co.jp/dx/   1. 2025年７月期 第１四半期決算説明資料 P.22「楽待の特徴」   https://ssl4.eir-parts.net/doc/6037/tdnet/2539655/00.pdf | | 記載内容抜粋 | ・企業理念 社会の発展に貢献する ・ビジョン 公正な不動産投資市場を創造する  ・3つのミッション 「楽待」を通して社会に貢献するため、3つのミッションを掲げています。  1.不動産投資家の支援 中立的な視点で、基礎知識と最新情報を提供する リスクを回避し、利益を得るには、まず「知る」ことが重要。不動産投資にかかわる基本知識と最新情報の提供を通じて、初心者からベテランまで、幅広い層の不動産投資家を支援します。  2.不動産業界の健全化 公正な取引を推進し、法令順守の環境をつくる  すべての人が安心して公正な不動産投資を行えるように、自社の法令順守はもちろん、悪質な違反を行う業者には厳しいペナルティを用意し、健全な環境づくりを促進します。  3.不動産情報の透明性向上 正確な物件情報を提供し、適切な投資判断を促す  【DX推進に向けた方針】  ・データ分析に基づく経営戦略の策定  当社が保有するビッグデータおよび外部環境の分析により、迅速かつ的確な意思決定を実現し、収益の最大化を図ります。  ・不動産投資プラットフォームの構築  不動産投資に関わるサービスをワンストップで提供するプラットフォームを構築し、顧客満足度の最大化を追求します。  ・AI導入による労働生産性向上  従業員が本質的な業務に専念できる環境を整備するとともに、AI技術の積極的な導入により労働生産性の向上を目指します。  【楽待の特徴】  楽待の特徴「ワンストップサービス」 不動産投資には、学習・物件購入・購入後の管理・売却まで、多様なフェーズが存在します。  楽待は、不動産投資家が従来行っていた業者とのやり取りの負担を軽減し、あらゆる場面に対応するワンストップサービスを提供しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. 当該内容は、代表取締役が策定し、取締役会から権限移譲された社内関係機関承認の上、当社コーポレートサイトに公開しております。 2. 取締役会から承認を得て、コーポレートサイトで公開しています。 3. 取締役会から承認を得て、コーポレートサイトで公開しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. コーポレートサイト 企業情報   ② 楽待株式会社 会社説明資料 | | 公表日 | 1. 2020年9月25日 2. 2023年7月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. コーポレートサイト 企業情報「3つのミッション」   https://rakumachi.co.jp/company/  ②楽待株式会社 会社説明資料 19ページ目「将来の開発部」 https://www.docswell.com/s/rakumachi/Z22NRE-deck-for-engineer#p19 | | 記載内容抜粋 | 【コーポレートサイト 企業情報「3つのミッション」】  より多くの正確な物件情報を提供することで、投資家と不動産会社、双方にとってオープンな市場を創り出します。  「質の高い物件情報」  物件売買を行う全国の不動産会社とネットワークを形成。質の高い物件をご紹介すると同時に、ネット上に掲載できない広告不可物件を、特許を取得した独自のメールサービスを通じてご紹介しています。  「データベースの活用」  業界No.1の物件数を誇るデータベースから利回りデータを算出し、ウェブサイトやスマートフォンアプリを通してユーザーに提供。希望の条件に合う物件や穴場の投資エリアを、簡単に発見できるようサポートしています。   【楽待株式会社 会社説明資料 19ページ目 「将来の開発部」】  将来したいこと「ビッグデータ活用・強化」「AIマッチング」「画像解析・登録」 将来のシステム「データ分析基盤高度化＋ML/AI基盤の構築」 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. 当該内容は、代表取締役が策定し、取締役会から権限移譲された社内関係機関承認の上、当社コーポレートサイトに公開しております。 2. 当該内容は、開発部部長兼取締役が策定し、取締役会から権限移譲された社内関係機関承認の上、当社リクルートサイトに公開しております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DXの取組み　DXを推進する組織体制  https://rakumachi.co.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | 当社は創業時より、開発の全工程を自社内で完結する内製化に取り組み、開発部門の採用・人材育成に注力してまいりました。また、2025年からは全社員のAI活用能力の向上を目的とし、部署横断的なAI推進チームを編成。技術者および各部門の責任者を中核とした体制の下、AI活用の促進およびDX人材の育成を推進するとともに、技術系人材の採用にも積極的に取り組んでまいります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | DXの取組み　環境の整備  https://rakumachi.co.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | ビジョン実現のために必要な投資を迅速に行います。  ・全社員が必要なときに最新のAI技術を活用できる体制を整備。自社開発のツールと外部サービスの優れた技術を融合したシステムにより、業務プロセスの自動化や高度な情報解析を実現しています。  ・開発部門は、全体の開発工程をデータ駆動で最適化。コード自動生成、品質保証、テストの自動化および検証プロセスの効率化を実現しています。  ・社内ナレッジの集約・共有を効率化するため、最新のデジタルプラットフォームを導入。迅速かつ的確な経営判断を実現しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXの取組み | | 公表日 | 2025年2月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | DXの取組み　戦略の達成状況に係る指標  https://rakumachi.co.jp/dx/ | | 記載内容抜粋 | ・「楽待」新規登録会員数  AI技術を活用し、不動産投資の物件購入、管理、売却におけるサービスの品質向上に取り組みます。サービスの体験価値を高めることで、新規会員数の増加を目指します。  ・企業ビジョンに対するユーザー評価  「楽待」の品質向上により顧客信頼度を高め、「公正な不動産投資市場を創造する」というビジョンの達成度に関するユーザー評価で5段階中4以上を目指します  ・生成AIおよびAIエージェントの導入数  社員の生成AI活用率100％を実現し、業務プロセスの改善や効率化に努めます。また、AIエージェントを導入することで、革新的なサービスの創出に挑戦し、市場における競争優位性の確立を目指します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年2月17日 | | 発信方法 | DXの取組み 代表メッセージ  https://rakumachi.co.jp/dx/ | | 発信内容 | 当社は「社会の発展に貢献する」という経営理念と、「公正な不動産投資市場を創造する」というビジョンのもと、国内最大の不動産投資プラットフォーム「楽待」を展開しています。  当社が創業した2005年当時、全国的に普及している不動産投資プラットフォームはなく、投資家は限られた情報をもとに投資判断をせざるを得ない状況でした。  そんな中、当社では物件情報の流通促進、データに基づく購入判断支援、オンライン商談機能、さらには生成AIを活用した営業活動支援など、  投資家と不動産会社双方にとって利便性の高いサービスを次々と実現してまいりました。  昨今、資産形成において「投資」の重要性が高まり、不動産投資プラットフォームに求められるニーズも高度化しています。  我々は、誰もが安心して不動産投資に取り組める新たな市場の創造を目指し、プラットフォームのさらなる発展に邁進してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年12月頃　～2025年1月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」を活用した自己診断を行い、自社のDX成熟度における課題を把握しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2012年1月頃　～　現在継続中 | | 実施内容 | 当社は、機密情報保護に関するマニュアルを定め、マニュアルに従って社員の教育の実施、システム対策の整備、対策のアップデートを適宜行っています。  また、定期的な内部監査および監査法人によるITシステム監査も実施しており、監査の結果は「有価証券報告書」にて掲載しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。